

# 新宮川水系治水協定

一級河川新宮川水系において、河川管理者並びにダム管理者及び関係利水者（ダムに権利を有する者をいう。以下同じ。）は、「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」（令和元年12月12日 既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議決定）（以下「基本方針」という。）に基づき、河川について水害の発生の防止等が図られるよう、下記のとおり協定を締結し、同水系で運用されているダム（以下「既存ダム」という。）の洪水調節機能強化を推進する。

## 記

### 1. 洪水調節機能強化の基本的な方針

- 既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用するにあたり、洪水調節容量を使用する洪水調節に加えて、事前放流及び時期ごとの貯水位運用（以下、「事前放流等」という。）により一時的に洪水を調節するための容量を利水容量から確保する。  
なお、この取組によって水害の発生を完全に防ぐものではないため、引き続き水害の発生を想定したハード・ソフト面の対応が必要である。
- 既存ダムの洪水調節機能強化のための方策として、2. に基づき、事前放流等を実施する。
- この協定の対象とする既存ダムの洪水調節容量及び利水容量のうち、洪水調節に利用可能な容量（以下、「洪水調節可能容量」という）は、別紙の通りである。なお、洪水調節可能容量については、各ダムの状況に応じて増量等が可能なものであり、見直した場合は別紙をあらためて共有する。
- この協定に基づく事前放流等は、洪水調節可能容量を活用し、この容量の範囲において行うこととする。
- 時期ごとの貯水位運用としては、既存ダムの利水容量から水利用への補給を行う可能性が低い期間等にその期間を通じて事前放流をした状態と同等の状態とするときは、当該期間において水位を低下させた状態が保持されるように貯水位の運用を行うこととする（該当ダムと当該期間及び当該水

位低下により確保可能な容量は別紙の通り)。

- ・河川管理者である国土交通省近畿地方整備局は、この協定に基づき、ダム管理者と連携して、水系毎にダムの統一的な運用を図る。

## 2. 事前放流の実施方針

- ・河川管理者である国土交通省近畿地方整備局は、気象庁から新宮川水系に関わる「台風に関する気象情報（全般台風情報）」「大雨に関する全般気象情報」のいずれかが発表されたとき、又は、これらの気象情報が未発表ながらも近隣の他水系で事前放流が開始された場合など必要であると判断したときは、ダム管理者へその旨を情報提供し、事前放流を実施する態勢に入るよう伝える。
- ・国土交通省近畿地方整備局は、気象情報や河川の状況を総合的に判断し、対応が不要と判断したときは、ダム管理者へ事前放流を実施する態勢を解除するよう伝える。
- ・ダム管理者は、本実施方針に基づき、事前放流を実施するものとする。実施にあたっては、(3) に定めるルールに従うとともに、河川管理者、関係利水者及び関係地方公共団体と連絡を取り合い、情報共有を図るものとする。

### (1) 事前放流の実施判断の条件

- ・事前放流は次に掲げる場合に実施することを原則とする。  
国土交通省が気象庁の予測を基に提示するダムごとの上流域予測降雨量が別紙に定めるダムごとの基準降雨量以上である場合。

### (2) 事前放流の量（水位低下量）の考え方

- ・事前放流の量（水位低下量）は、洪水調節可能容量の範囲において、次のとおりとすることを原則とする。  
基本方針に基づき国土交通省が策定した「事前放流ガイドライン」に示される方法により設定したもの。
- ・上記の量の算定にあたっては、国土交通省が示すダムごとの上流域予測降雨量の更新に応じて、その量を見直すことが望ましい。

### (3) 事前放流のルールの策定

- ・事前放流については、操作規則・施設管理規程・操作規程等に基づき、その

開始基準、中断基準等を規定する実施要領を作成して実施することを原則とする。操作規則・施設管理規程・操作規程等の変更が必要な場合は河川法等の所定の手続きに則り行うものとする。

### 3. 緊急時の連絡体制の構築

- 河川管理者、ダム管理者、関係利水者及び関係地方公共団体の中で、緊急時に、常に即時かつ直接に連絡を取れるよう、責任者及び連絡方法を明らかにして共有する。

### 4. 情報共有のあり方

- 河川管理者、ダム管理者、関係利水者及び関係地方公共団体の中で、事前放流を実施する態勢に入る場合には、以下に掲げる情報を随時それぞれの方法により共有する。

| 情報                           | 方法  |
|------------------------------|---|
| 既存ダムの貯水位、流入量、放流量（リアルタイムの値）   | 各者が、国土交通省の共有システムを利用（掲示・閲覧）  |
| 事前放流を実施するにあたっての気象情報（降雨予測手法等） | ダム管理者が、気象庁から発表される気象情報（降雨予測手法等（GSM・MSM等））のいずれを利用しているかについて、国土交通省近畿地方整備局（河川管理者）へ情報提供(集約) |
| 既存ダムの下流の河川水位                 | 各者が、国土交通省の共有システムを利用（掲示・閲覧）  |
| 避難に係る準備・勧告・指示の発令状況           | 各者が、奈良県・三重県・和歌山県の防災情報サイト等を利用（掲示・閲覧）   |

### 5. 事前放流により深刻な水不足が生じないようにするための措置

- 事前放流の実施後、2.（2）に則り低下させた貯水位が回復せずダムからの補給による水利用が困難となるおそれが生じた場合、河川管理者は水利用の調整に関して関係利水者の相談に応じ、必要な情報（ダムの貯留制

限の緩和の可能性、取水時期の変更の可能性など)を提供し、関係者間の水利用の調整が円滑に行われるよう努める。

## 6. 洪水調節機能の強化のための施設改良が必要な場合の対応

- ・効果的な事前放流（限られた期間にできる限りの放流をすること）を行う上では放流設備の放流能力が小さく制約がある等の場合に、施設改良をすることにより本水系の洪水調節機能強化に一定の効果が認められるダムについては、河川管理者と当該ダム管理者及び関係利水者が協働し、別途作成する工程表に則って必要な対応を進めていくこととする。

## 7. その他

- ・この協定に定める事項は、本水系の河川整備計画の点検時等にあわせて効果の検証や内容の点検を行い、必要に応じて見直しを行う。
- ・この協定に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、河川管理者、ダム管理者、関係利水者で協議して定める。

この協定締結の証として、本書 8 通を作成し、各者は記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

令和 2 年 5 月 2 9 日

国土交通省 近畿地方整備局 紀南河川国道事務所長

国土交通省 近畿地方整備局 紀の川ダム統合管理事務所長

和歌山県 県土整備部長

奈良県吉野土木事務所長

奈良県五條土木事務所長

三重県 県土整備部長

関西電力株式会社 水力事業本部 水力部長（近畿）

電源開発株式会社 水力発電部 西日本支店長

| ダム    | 洪水調節容量<br>(万 m3) | 洪水調節可能容量 <sup>※1</sup><br>(万 m3) | 基準降雨量<br>(mm)     |
|-------|------------------|----------------------------------|-------------------|
| 猿谷ダム  | 0                | 919.0                            | 130 <sup>※2</sup> |
| 川迫ダム  | 0                | 14.4                             | —                 |
| 九尾ダム  | 0                | 37.3                             | —                 |
| 二津野ダム | 0                | 1,020.0                          | 200 <sup>※3</sup> |
| 風屋ダム  | 0                | 5,070.0                          | 200 <sup>※3</sup> |
| 旭ダム   | 0                | 1,142.1                          | 200 <sup>※3</sup> |
| 坂本ダム  | 0                | 453.0                            | —                 |
| 池原ダム  | 0                | 13,100.0                         | 200 <sup>※3</sup> |
| 瀬戸ダム  | 0                | 1,087.8                          | 200 <sup>※3</sup> |
| 奥里ダム  | 0                | 0.0                              | —                 |
| 七色ダム  | 0                | 2,530.0                          | 200 <sup>※3</sup> |
| 小森ダム  | 0                | 804.0                            | 200 <sup>※3</sup> |

※1：水利用への補給を行う可能性が低い期間等において水位を低下させた状態とする貯水池運用を行うことにより確保可能な容量を含む

※2：9時間累積予測降雨量

※3：84時間累積予測降雨量

| ダム   | 水位を低下させた状態とする<br>貯水位運用を行う期間 | 水位を低下させた状態により<br>確保可能な容量<br>(万 m <sup>3</sup> ) |
|------|-----------------------------|---|
| 猿谷ダム | 9月1日～9月15日                  | 919.0   |

## 紀の川水系治水協定

一級河川紀の川水系において、河川管理者並びにダム管理者及び関係利水者（ダムに権利を有する者をいう。以下同じ。）は、「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」（令和元年12月12日 既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議決定）（以下「基本方針」という。）に基づき、河川について水害の発生の防止等が図られるよう、下記のとおり協定を締結し、同水系で運用されているダム（以下「既存ダム」という。）の洪水調節機能強化を推進する。

### 記

#### 1. 洪水調節機能強化の基本的な方針

- ・ 既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用するにあたり、洪水調節容量を使用する洪水調節に加えて、事前放流及び時期ごとの貯水位運用（以下、「事前放流等」という。）により一時的に洪水を調節するための容量を利水容量から確保する。  
なお、この取組によって水害の発生を完全に防ぐものではないため、引き続き水害の発生を想定したハード・ソフト面の対応が必要である。
- ・ 既存ダムの洪水調節機能強化のための方策として、2. に基づき、事前放流等を実施する。
- ・ この協定の対象とする既存ダムの洪水調節容量及び利水容量のうち、洪水調節に利用可能な容量（以下、「洪水調節可能容量」という。）は、別紙のとおりである。なお、洪水調節可能容量については、各ダムの状況に応じて増量等が可能なものであり、見直した場合は別紙をあらためて共有する。
- ・ この協定に基づく事前放流等は、洪水調節可能容量を活用し、この容量の範囲において行うこととする。
- ・ 時期ごとの貯水位運用としては、既存ダムの利水容量から水利用への補給を行う可能性が低い期間等にその期間を通じて事前放流をした状態と同等の状態とするときは、当該期間において水位を低下させた状態が保持され

るように貯水位の運用を行うこととする（該当ダムと当該期間及び当該水位低下により確保可能な容量は別紙のとおり）。

- ・河川管理者である国土交通省近畿地方整備局は、この協定に基づき、ダム管理者と連携して、水系毎にダムの統一的な運用を図る。

## 2. 事前放流の実施方針

- ・河川管理者である国土交通省近畿地方整備局は、気象庁から紀の川水系に関わる「台風に関する気象情報（全般台風情報）」「大雨に関する全般気象情報」のいずれかが発表されたとき、又は、これらの気象情報が未発表ながらも近隣の他水系で事前放流が開始された場合など必要であると判断したときは、ダム管理者へその旨を情報提供し、事前放流を実施する態勢に入るよう伝える。
- ・国土交通省近畿地方整備局は、気象情報や河川の状況を総合的に判断し、対応が不要と判断したときは、ダム管理者へ事前放流を実施する態勢を解除するよう伝える。
- ・ダム管理者は、本実施方針に基づき、事前放流を実施するものとする。実施にあたっては、（3）に定めるルールに従うとともに、河川管理者、関係利水者及び関係地方公共団体と連絡を取り合い、情報共有を図るものとする。

### （1）事前放流の実施判断の条件

- ・事前放流は次に掲げる場合に実施することを原則とする。  
国土交通省が気象庁の予測を基に提示するダムごとの上流域予測降雨量が別紙に定めるダムごとの基準降雨量以上である場合。

### （2）事前放流の量（水位低下量）の考え方

- ・事前放流の量（水位低下量）は、洪水調節可能容量の範囲において、次のとおりとすることを原則とする。  
基本方針に基づき国土交通省が策定した「事前放流ガイドライン」に示される方法により設定したもの。
- ・上記の量の算定にあたっては、国土交通省が示すダムごとの上流域予測降雨量の更新に応じて、その量を見直すことが望ましい。

### （3）事前放流のルールの策定

- ・事前放流については、操作規則・施設管理規程・操作規程等に基づき、その開始基準、中断基準等を規定する実施要領を作成して実施することを原則とする。操作規則・施設管理規程・操作規程等の変更が必要な場合は河川法等の所定の手続きに則り行うものとする。

### 3. 緊急時の連絡体制の構築

- ・河川管理者、ダム管理者、関係利水者及び関係地方公共団体の間で、緊急時に、常に即時かつ直接に連絡を取れるよう、責任者及び連絡方法を明らかにして共有する。

### 4. 情報共有のあり方

- ・河川管理者、ダム管理者、関係利水者及び関係地方公共団体の間で、事前放流を実施する態勢に入る場合には、以下に掲げる情報を随時それぞれの方法により共有する。

| 情報                           | 方法  |
|------------------------------|---|
| 既存ダムの貯水位、流入量、放流量（リアルタイムの値）   | 各者が、国土交通省の共有システムを利用（掲示・閲覧）  |
| 事前放流を実施するにあたっての気象情報（降雨予測手法等） | ダム管理者が、気象庁から発表される気象情報（降雨予測手法等（GSM・MSM等））のいずれを利用しているかについて、国土交通省近畿地方整備局（河川管理者）へ情報提供(集約) |
| 既存ダムの下流の河川水位                 | 各者が、国土交通省の共有システムを利用（掲示・閲覧）  |
| 避難に係る準備・勧告・指示の発令状況           | 各者が、奈良県・和歌山県の防災情報サイト等を利用（掲示・閲覧）   |

### 5. 事前放流により深刻な水不足が生じないようにするための措置

- ・事前放流の実施後、2.（2）に則り低下させた貯水位が回復せずダムからの補給による水利用が困難となるおそれが生じた場合、河川管理者は水利用の調整に関して関係利水者の相談に応じ、必要な情報（ダムの貯留制

限の緩和の可能性、取水時期の変更の可能性など) を提供し、関係者間の水利用の調整が円滑に行われるよう努める。

## 6. その他

- ・この協定に定める事項は、本水系の河川整備計画の点検時等にあわせて効果の検証や内容の点検を行い、必要に応じて見直しを行う。
- ・この協定に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、河川管理者、ダム管理者、関係利水者で協議して定める。

この協定締結の証として、本書 17 通を作成し、各者は記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

令和 2 年 5 月 2 9 日

国土交通省 近畿地方整備局 和歌山河川国道事務所長

国土交通省 近畿地方整備局 紀の川ダム統合管理事務所長

農林水産省 近畿農政局 南近畿土地改良調査管理事務所長

奈良県 水道局長

奈良県 吉野土木事務所長

奈良県 五條土木事務所長

和歌山県 県土整備部長

和歌山県 企画部長

和歌山市 和歌山市公営企業管理者

橋本市長

五條市水道事業管理者 五條市長

大淀町長

吉野町長

電源開発株式会社 水力発電部 西日本支店長

関西電力株式会社 水力事業本部 水力部長（近畿）

五條吉野基幹水利施設管理協議会会長

山田ダム土地改良区 理事長

| ダム    | 洪水調節容量<br>(万 m3)                     | 洪水調節可能容量※<br>(万 m3) | 基準降雨量<br>(mm) |
|-------|--------------------------------------|---------------------|---------------|
| 大滝ダム  | 第一制限水位時<br>4,500<br>第二制限水位時<br>6,100 | 300                 | 290           |
| 大迫ダム  | 0                                    | 559                 | 290           |
| 津風呂ダム | 0                                    | 603                 | 222           |
| 一の木ダム | 0                                    | 20                  | 367           |
| 山田ダム  | 0                                    | 86                  | 263           |

※水利用への補給を行う可能性が低い期間等において水位を低下させた状態とする貯水池運用を行うことにより確保可能な容量を含む

| ダム    | 水位を低下させた状態とする<br>貯水位運用を行う期間 | 水位を低下させた状態により<br>確保可能な容量<br>(万 m <sup>3</sup> ) |
|-------|-----------------------------|---|
| 大迫ダム  | 9月16日～10月15日                | 415   |
| 津風呂ダム | 9月16日～10月15日                | 487   |
| 山田ダム  | 9月1日～10月15日                 | 86  |

# 大和川水系治水協定

一級河川大和川水系において、河川管理者ならびにダム管理者及び利水者は、「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」（令和元年12月12日 既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議決定）（以下「基本方針」という。）に基づき、河川について水害の発生の防止等が図られるよう、下記のとおり協定を締結し、同水系で運用されているダム（以下「既存ダム」という。）の洪水調節機能強化を推進する。

## 記

### 1. 洪水調節機能強化の基本的な方針

- 既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用するにあたり、洪水調節容量を使用する洪水調節に加えて、事前放流及び時期ごとの貯水位運用（以下、「事前放流等」という。）により一時的に洪水を調節するための容量を利水容量から確保する。  
なお、この取組によって水害の発生を完全に防ぐものではないため、引き続き水害の発生を想定したハード・ソフト面の対応が必要である。
- 既存ダムの洪水調節機能強化のための方策として、2. に基づき、事前放流等を実施する。
- この協定の対象とする既存ダムの洪水調節容量及び利水容量のうち、洪水調節に利用可能な容量（以下、「洪水調節可能容量」という）は、別紙の通りである。なお、洪水調節可能容量については、各ダムの状況に応じて増量等が可能なものであり、見直した場合は別紙をあらためて共有する。
- この協定に基づく事前放流等は、洪水調節可能容量を活用し、この容量の範囲において行うこととする。
- 時期ごとの貯水位運用としては、既存ダムの利水容量から水利用への補給を行う可能性が低い期間等にその期間を通じて事前放流をした状態と同等の状態とするときは、当該期間において水位を低下させた状態が保持されるように貯水位の運用を行うこととする（該当ダムと当該期間及び当該水位低下により確保可能な容量は別紙の通り）。

- ・河川管理者は、この協定に基づき、ダム管理者と連携して、大和川水系のダムの統一的な運用を図る。

## 2. 事前放流の実施方針

- ・国土交通省近畿地方整備局は、気象庁から大和川水系に関わる「台風に関する気象情報（全般台風情報）」「大雨に関する全般気象情報」のいずれかが発表されたとき、又は、これらの気象情報が未発表ながらも近隣の他水系で事前放流が開始された場合など必要であると判断したときは、ダム管理者へその旨を情報提供し、事前放流を実施する態勢に入るよう伝える。
- ・国土交通省近畿地方整備局は、気象情報や河川の状況を総合的に判断し、対応が不要と判断したときは、ダム管理者へ事前放流を実施する態勢を解除するよう伝える。
- ・ダム管理者は、本実施方針に基づき、事前放流を実施するものとする。実施にあたっては、(3)に定めるルールに従うとともに、河川管理者、関係利水者及び関係地方公共団体と連絡を取り合い、情報共有を図るものとする。

### (1) 事前放流の実施判断の条件

- ・事前放流は次に掲げる場合に実施することを原則とする。  
国土交通省が気象庁の予測を基に提示するダムごとの上流域予測降雨量が別紙に定めるダムごとの基準降雨量以上である場合。

### (2) 事前放流の量（水位低下量）の考え方

- ・事前放流の量（水位低下量）は、洪水調節可能容量の範囲において、次のとおりとすることを原則とする。  
基本方針に基づき国土交通省が策定した「事前放流ガイドライン」に示される方法により設定したもの。
- ・上記の量の算定にあたっては、国土交通省が示すダムごとの上流域予測降雨量の更新に応じて、その量を見直すことが望ましい。

### (3) 事前放流のルールの策定

- ・事前放流については、操作規則・施設管理規程・操作規程等に基づき、その開始基準、中断基準等を規定する実施要領を作成して実施することを原則とする。操作規則・施設管理規程・操作規程等の変更が必要な場合は河川法

等の所定の手続きに則り行うものとする。

### 3. 緊急時の連絡体制の構築

- ・河川管理者、ダム管理者、利水者及び関係地方公共団体の間で、緊急時に、常に即時かつ直接に連絡を取れるよう、責任者及び連絡方法を明らかにして共有する。

### 4. 情報共有のあり方

- ・河川管理者、ダム管理者、利水者及び関係地方公共団体の間で、事前放流を実施する態勢に入る場合には、以下に掲げる情報を随時それぞれの方法により共有する。

| 情報                           | 方法   |
|------------------------------|--|
| 既存ダムの貯水位、流入量、放流量（リアルタイムの値）   | 各者が、国土交通省の共有システムを利用（掲示・閲覧）   |
| 事前放流を実施するにあたっての気象情報（降雨予測手法等） | ダム管理者が、気象庁から発表される気象情報（降雨予測手法等（GSM・MSM等））のいずれを利用しているかについて、国土交通省近畿地方整備局へ情報提供（集約） |
| 既存ダムの下流の河川水位                 | 各者が、国土交通省の共有システムを利用（掲示・閲覧）   |
| 避難に係る準備・勧告・指示の発令状況           | 各者が、大阪府・奈良県の防災情報サイト等を利用（掲示・閲覧）   |

### 5. 事前放流により深刻な水不足が生じないようにするための措置

- ・事前放流の実施後、2.（2）に則り低下させた貯水位が回復せずダムからの補給による水利用が困難となるおそれが生じた場合、河川管理者は水利用の調整に関して利水者の相談に応じ、必要な情報（ダムの貯留制限の緩和の可能性、取水時期の変更の可能性など）を提供し、関係者間の水利用の調整が円滑に行われるよう努める。

## 6. 洪水調節機能の強化のための施設改良が必要な場合の対応

- ・効果的な事前放流（限られた期間にできる限りの放流をすること）を行う上では放流設備の放流能力が小さく制約がある等の場合に、施設改良をすることにより本水系の洪水調節機能強化に一定の効果が認められるダムについては、河川管理者と当該ダム管理者及び関係利水者が協働し、別途作成する工程表に則って必要な対応を進めていくこととする。

## 7. その他

- ・この協定に定める事項は、大和川水系の河川整備計画の点検時等にあわせて効果の検証や内容の点検を行い、必要に応じて見直しを行う。
- ・この協定に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、河川管理者、ダム管理者、利水者で協議して定める。

この協定締結の証として、本書 8 通を作成し、各者は記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

令和 2 年 5 月 2 9 日

国土交通省 近畿地方整備局 大和川河川事務所長

大阪府 富田林土木事務所長

大阪府 南河内農と緑の総合事務所長

奈良県 奈良土木事務所長

奈良県 郡山土木事務所長

奈良県 中和土木事務所長

桜井市上下水道事業 桜井市長

天理市上下水道事業の管理者 天理市長

| 既存ダム  | 洪水調節容量<br>(万 m3) | 洪水調節可能容量※<br>(万 m3) | 基準降雨量<br>(mm)       |
|-------|------------------|---------------------|---------------------|
| 狭山池ダム | 100              | 46.0 <sup>※2</sup>  | 242.3 <sup>※3</sup> |
| 天理ダム  | 130              | 114 <sup>※2</sup>   | 176 <sup>※3</sup>   |
| 初瀬ダム  | 239              | 54 <sup>※2</sup>    | 209 <sup>※3</sup>   |
| 白川ダム  | 50               | 55 <sup>※2</sup>    | 148 <sup>※3</sup>   |
| 岩井川ダム | 43               | 19 <sup>※2</sup>    | 215 <sup>※3</sup>   |
| 大門ダム  | 3                | 7 <sup>※2</sup>     | 194 <sup>※3</sup>   |
| 滝畑ダム  | 0                | 341                 | 289.1 <sup>※4</sup> |

※ 水利用への補給を行う可能性が低い期間等において水位を低下させた状態とする貯水池運用を行うことにより確保可能な容量を含む

※2 3日間の事前放流により確保可能な容量。事前放流による洪水調節可能容量については検討のうえ、関係機関と協議し決定する。

※3 ダムの計画雨量（24時間雨量）。事前放流の判断とする基準降雨については検討のうえ、関係機関と協議し決定する。

※4 ダムの計画雨量（日雨量）。

| 既存ダム | 水位を低下させた状態とする<br>貯水位運用を行う期間 | 水位を低下させた状態により<br>確保可能な容量<br>(万 m <sup>3</sup> ) |
|------|-----------------------------|---|
| 該当なし | —                           | —   |

# 淀川水系治水協定

一級河川淀川水系において、河川管理者並びにダム管理者及び関係利水者（ダムに権利を有する者をいう。以下同じ。）は、「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」（令和元年12月12日 既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議決定）（以下「基本方針」という。）に基づき、河川について水害の発生の防止等が図られるよう、下記のとおり協定を締結し、同水系で運用されているダム（以下「既存ダム」という。）の洪水調節機能強化を推進する。

## 記

### 1. 洪水調節機能強化の基本的な方針

- ・ 既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用するにあたり、洪水調節容量を使用する洪水調節に加えて、事前放流及び時期ごとの貯水位運用（以下、「事前放流等」という。）により一時的に洪水を調節するための容量を利水容量から確保する。  
なお、この取組によって水害の発生を完全に防ぐものではないため、引き続き水害の発生を想定したハード・ソフト面の対応が必要である。
- ・ 既存ダムの洪水調節機能強化のための方策として、2. に基づき、事前放流等を実施する。
- ・ この協定の対象とする既存ダムの洪水調節容量及び利水容量のうち、洪水調節に利用可能な容量（以下、「洪水調節可能容量」という）は、別紙の通りである。なお、洪水調節可能容量については、各ダムの状況に応じて増量等が可能なものであり、見直した場合は別紙をあらためて共有する。
- ・ この協定に基づく事前放流等は、洪水調節可能容量を活用し、この容量の範囲において行うこととする。
- ・ 時期ごとの貯水位運用としては、既存ダムの利水容量から水利用への補給を行う可能性が低い期間等にその期間を通じて事前放流をした状態と同等の状態とするときは、当該期間において水位を低下させた状態が保持されるように貯水位の運用を行うこととする（該当ダムと当該期間及び当該水位低下により確保可能な容量は別紙の通り）。

- ・河川管理者である国土交通省近畿地方整備局は、この協定に基づき、ダム管理者と連携して、水系毎にダムの統一的な運用を図る。

## 2. 事前放流の実施方針

- ・河川管理者である国土交通省近畿地方整備局は、気象庁から淀川水系に関わる「台風に関する気象情報（全般台風情報）」「大雨に関する全般気象情報」のいずれかが発表されたとき、又は、これらの気象情報が未発表ながらも近隣の他水系で事前放流が開始された場合など必要であると判断したときは、ダム管理者へその旨を情報提供し、事前放流を実施する態勢に入るよう伝える。
- ・国土交通省近畿地方整備局は、気象情報や河川の状況を総合的に判断し、対応が不要と判断したときは、ダム管理者へ事前放流を実施する態勢を解除するよう伝える。
- ・ダム管理者は、本実施方針に基づき、事前放流を実施するものとする。実施にあたっては、(3)に定めるルールに従うとともに、河川管理者、関係利水者及び関係地方公共団体と連絡を取り合い、情報共有を図るものとする。

### (1) 事前放流の実施判断の条件

- ・事前放流は次に掲げる場合に実施することを原則とする。  
国土交通省が気象庁の予測を基に提示するダムごとの上流域予測降雨量が別紙に定めるダムごとの基準降雨量以上である場合。

### (2) 事前放流の量（水位低下量）の考え方

- ・事前放流の量（水位低下量）は、洪水調節可能容量の範囲において、次のとおりとすることを原則とする。  
基本方針に基づき国土交通省が策定した「事前放流ガイドライン」に示される方法により設定したもの。
- ・上記の量の算定にあたっては、国土交通省が示すダムごとの上流域予測降雨量の更新に応じて、その量を見直すことが望ましい。

### (3) 事前放流のルールの策定

- ・事前放流については、操作規則・施設管理規程・操作規程等に基づき、その開始基準、中断基準等を規定する実施要領を作成して実施することを原則

とする。操作規則・施設管理規程・操作規程等の変更が必要な場合は河川法等の所定の手続きに則り行うものとする。

### 3. 緊急時の連絡体制の構築

- 河川管理者、ダム管理者、関係利水者及び関係地方公共団体の中で、緊急時に、常に即時かつ直接に連絡を取れるよう、責任者及び連絡方法を明らかにして共有する。

### 4. 情報共有のあり方

- 河川管理者、ダム管理者、関係利水者及び関係地方公共団体の中で、事前放流を実施する態勢に入る場合には、以下に掲げる情報を随時それぞれの方法により共有する。

| 情報                           | 方法  |
|------------------------------|---|
| 既存ダムの貯水位、流入量、放流量（リアルタイムの値）   | 各者が、国土交通省の共有システムを利用（掲示・閲覧）  |
| 事前放流を実施するにあたっての気象情報（降雨予測手法等） | ダム管理者が、気象庁から発表される気象情報（降雨予測手法等（GSM・MSM等））のいずれを利用しているかについて、国土交通省近畿地方整備局（河川管理者）へ情報提供(集約) |
| 既存ダムの下流の河川水位                 | 各者が、国土交通省の共有システムを利用（掲示・閲覧）  |
| 避難に係る準備・勧告・指示の発令状況           | 各者が、大阪府・京都府・兵庫県・奈良県・滋賀県・三重県の防災情報サイト等を利用（掲示・閲覧）  |

### 5. 事前放流により深刻な水不足が生じないようにするための措置

- 事前放流の実施後、2.（2）に則り低下させた貯水位が回復せずダムからの補給による水利用が困難となるおそれが生じた場合、河川管理者は水利用の調整に関して関係利水者の相談に応じ、必要な情報（ダムの貯留制

限の緩和の可能性、取水時期の変更の可能性など)を提供し、関係者間の水利用の調整が円滑に行われるよう努める。

## 6. 洪水調節機能の強化のための施設改良が必要な場合の対応

- ・効果的な事前放流（限られた期間にできる限りの放流をすること）を行う上では放流設備の放流能力が小さく制約がある等の場合に、施設改良をすることにより本水系の洪水調節機能強化に一定の効果が認められるダムについては、河川管理者と当該ダム管理者及び関係利水者が協働し、別途作成する工程表に則って必要な対応を進めていくこととする。

## 7. その他

- ・この協定に定める事項は、本水系の河川整備計画の点検時等にあわせて効果の検証や内容の点検を行い、必要に応じて見直しを行う。
- ・この協定に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、河川管理者、ダム管理者、関係利水者で協議して定める。

この協定締結の証として、本書50通を作成し、各者は記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和2年5月29日

(河川管理者)

国土交通省 近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所長

国土交通省 近畿地方整備局 大戸川ダム工事事務所長

国土交通省 近畿地方整備局 淀川河川事務所長

国土交通省 近畿地方整備局 猪名川河川事務所長

国土交通省 近畿地方整備局 木津川上流河川事務所長

京都府建設交通部長

兵庫県県土整備部長

奈良県奈良土木事務所長

奈良県宇陀土木事務所長

(河川管理者、ダム管理者)

国土交通省 近畿地方整備局 淀川ダム統合管理事務所長

滋賀県土木交通部長

大阪府池田土木事務所長

三重県県土整備部長

(ダム管理者)

独立行政法人水資源機構木津川ダム総合管理所長

独立行政法人水資源機構一庫ダム管理所長

独立行政法人水資源機構日吉ダム管理所長

犬上川沿岸土地改良区 理事長

守山市長

栗東市長

野洲市長

湖南市長

奈良市長

天理市長

近江八幡市、東近江市、日野町及び竜王町  
日野川用水施設管理協議会会長

(ダム管理者、関係利水者)

滋賀県農政水産部長

甲賀市長

宇陀市長職務代理者 宇陀市副市長

関西電力株式会社 水力事業本部 水力部長（近畿）

山添村長

上野土地改良区理事長

（関係利水者）

農林水産省 東海農政局 木曾川水系土地改良調査管理事務所長

農林水産省 近畿農政局 淀川水系土地改良調査管理事務所長

京都府府民環境部長

滋賀県企業庁長

奈良県水道局長

大阪市水道局長

兵庫県公営企業管理者

奈良市公営企業管理者

伊賀市上下水道事業管理者 職務代理者

川西市上下水道事業管理者

伊丹市上下水道事業管理者

尼崎市公営企業管理者

池田市上下水道事業管理者

枚方市上下水道事業管理者

大阪広域水道企業団企業長

守口市水道事業管理者

名張市長

中部電力株式会社再生可能エネルギーカンパニー  
三重水力センター所長

いぶき水力発電（株）代表取締役

阪神水道企業団企業長

| ダム    | 洪水調節容量<br>(万 m <sup>3</sup> ) | 洪水調節可能容量 <sup>※1</sup><br>(万 m <sup>3</sup> ) | 基準降雨量<br>(mm)         |
|-------|-------------------------------|---|-----------------------|
| 天ヶ瀬ダム | 2,000                         | 206 <sup>※2</sup>                             | 150                   |
| 高山ダム  | 3,540                         | 1,750 <sup>※2</sup>                           | 130<br>(かつ洪水調節が予想される) |
| 青蓮寺ダム | 840                           | 1,540 <sup>※2</sup>                           | 170<br>(かつ洪水調節が予想される) |
| 布目ダム  | 540                           | 1,150 <sup>※2</sup>                           | 120<br>(かつ洪水調節が予想される) |
| 比奈知ダム | 900                           | 980 <sup>※2</sup>                             | 200<br>(かつ洪水調節が予想される) |
| 一庫ダム  | 1,750                         | 1,464.5 <sup>※2</sup>                         | 195                   |
| 日吉ダム  | 4,200                         | 1,955.2 <sup>※2</sup>                         | 260                   |
| 室生ダム  | 775                           | 277.9 <sup>※2</sup>                           | 110<br>(かつ洪水調節が予想される) |
| 箕面川ダム | 150                           | 12 <sup>※2、※3</sup>                           | 362.7 <sup>※4</sup>   |
| 滝川ダム  | 11                            | 12.7 <sup>※2</sup>                            | 238                   |
| 喜撰山ダム | 0                             | 497 <sup>※2</sup>                             | 150                   |
| 余呉湖ダム | 200                           | 440 <sup>※2</sup>                             | 251                   |
| 日野川ダム | 92                            | 30 <sup>※2</sup>                              | 592                   |
| 石田川ダム | 187                           | 127 <sup>※2</sup>                             | 285                   |
| 宇曾川ダム | 235                           | 25 <sup>※2</sup>                              | 545                   |
| 青土ダム  | 410                           | 250 <sup>※2</sup>                             | 654                   |
| 姉川ダム  | 470                           | 180 <sup>※2</sup>                             | 815                   |
| 野洲川ダム | 0                             | 656   | 654                   |
| 蔵王ダム  | 0                             | 213   | 592                   |

|       |   |                   |     |
|-------|---|-------------------|-----|
| 上津ダム  | 0 | 94 ※ <sup>2</sup> | 130 |
| 永源寺ダム | 0 | 747               | 502 |
| 宮奥ダム  | 0 | 15                | -   |
| 真泥ダム  | 0 | 0.7               | 100 |
| 犬上川ダム | 0 | 72.5              | 385 |
| 須川ダム  | 0 | 14 ※ <sup>2</sup> | 300 |

※1 水利用への補給を行う可能性が低い期間等において水位を低下させた状態とする貯水池運用を行うことにより確保可能な容量を含む

※2 事前放流等により台風等の3日前から低下させて確保できる最大の容量。

※3 事前放流による洪水調節可能容量については検討のうえ、関係機関と協議し決定する。

※4 事前放流の判断とする基準降雨については検討のうえ、関係機関と協議し決定する。

| ダム    | 水位を低下させた状態とする<br>貯水位運用を行う期間 | 水位を低下させた状態により<br>確保可能な容量<br>(万 m <sup>3</sup> ) |
|-------|-----------------------------|---|
| 永源寺ダム | 9月1日～10月15日                 | 747   |
| 蔵王ダム  | 9月5日～10月15日                 | 213   |
| 野洲川ダム | 9月18日～10月15日                | 656   |
| 宮奥ダム  | 6月16日～10月15日                | 15  |

## 加古川水系治水協定

一級河川加古川水系において、河川管理者である国土交通省及び兵庫県並びにダム管理者及び関係利水者（ダムに権利を有する者をいう。以下同じ。）は、「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」（令和元年12月12日 既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議決定）（以下「基本方針」という。）に基づき、河川について水害の発生の防止等が図られるよう、下記のとおり協定を締結し、同水系で運用されているダム（以下「既存ダム」という。）の洪水調節機能強化を推進する。

### 記

#### 1. 洪水調節機能強化の基本的な方針

- ・既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用するにあたり、洪水調節容量を使用する洪水調節に加えて、事前放流及び時期ごとの貯水位運用（以下、「事前放流等」という。）により一時的に洪水を調節するための容量を利水容量から確保する。  
なお、この取組によって水害の発生を完全に防ぐものではないため、引き続き水害の発生を想定したハード・ソフト面の対応が必要である。
- ・既存ダムの洪水調節機能強化のための方策として、2. に基づき、事前放流等を実施する。
- ・この協定の対象とする既存ダムの洪水調節容量及び利水容量のうち、洪水調節に利用可能な容量（以下、「洪水調節可能容量」という）は、別紙のとおりである。なお、洪水調節可能容量については、各ダムの状況に応じて増量等が可能なものであり、見直した場合は別紙をあらためて共有する。
- ・この協定に基づく事前放流等は、洪水調節可能容量を活用し、この容量の範囲において行うこととする。
- ・時期ごとの貯水位運用としては、既存ダムの利水容量から水利用への補給を行う可能性が低い期間等にその期間を通じて事前放流をした状態と同等の状態とするときは、当該期間において水位を低下させた状態が保持され

るように貯水位の運用を行うこととする（該当ダムと当該期間及び当該水位低下により確保可能な容量は別紙の通り）。

- ・河川管理者である国土交通省近畿地方整備局は、この協定に基づき、ダム管理者と連携して、水系ごとにダムの統一的な運用を図る。

## 2. 事前放流の実施方針

- ・河川管理者である国土交通省近畿地方整備局は、気象庁から加古川水系に関わる「台風に関する気象情報（全般台風情報）」「大雨に関する全般気象情報」のいずれかが発表されたとき、又は、これらの気象情報が未発表ながらも近隣の他水系で事前放流が開始された場合など必要であると判断したときは、ダム管理者へその旨を情報提供し、事前放流を実施する態勢に入るよう伝える。
- ・国土交通省近畿地方整備局は、気象情報や河川の状況を総合的に判断し、対応が不要と判断したときは、ダム管理者へ事前放流を実施する態勢を解除するよう伝える。
- ・ダム管理者は、本実施方針に基づき、事前放流を実施するものとする。実施にあたっては、（3）に定めるルールに従うとともに、河川管理者、関係利水者及び関係地方公共団体と連絡を取り合い、情報共有を図るものとする。

### （1）事前放流の実施判断の条件

- ・事前放流は次に掲げる場合に実施することを原則とする。  
国土交通省が気象庁の予測を基に提示するダムごとの上流域予測降雨量が別紙に定めるダムごとの基準降雨量以上である場合。

### （2）事前放流の量（水位低下量）の考え方

- ・事前放流の量（水位低下量）は、洪水調節可能容量の範囲において、次のとおりとすることを原則とする。  
基本方針に基づき国土交通省が策定した「事前放流ガイドライン」に示される方法により設定したもの。
- ・上記の量の算定にあたっては、国土交通省が示すダムごとの上流域予測降雨量の更新に応じて、その量を見直すことが望ましい。

### （3）事前放流のルールの策定

- ・事前放流については、操作規則・施設管理規程・操作規程等に基づき、その開始基準、中断基準等を規定する実施要領を作成して実施することを原則とする。操作規則・施設管理規程・操作規程等の変更が必要な場合は河川法等の所定の手続きに則り行うものとする。

### 3. 緊急時の連絡体制の構築

- ・河川管理者、ダム管理者、関係利水者及び関係地方公共団体の間で、緊急時に、常に即時かつ直接に連絡を取れるよう、責任者及び連絡方法を明らかにして共有する。

### 4. 情報共有のあり方

- ・河川管理者、ダム管理者、関係利水者及び関係地方公共団体の間で、事前放流を実施する態勢に入る場合には、以下に掲げる情報を随時それぞれの方法により共有する。

| 情報                           | 方法  |
|------------------------------|---|
| 既存ダムの貯水位、流入量、放流量（リアルタイムの値）   | 各者が、国土交通省の共有システムを利用（掲示・閲覧）  |
| 事前放流を実施するにあたっての気象情報（降雨予測手法等） | ダム管理者が、気象庁から発表される気象情報（降雨予測手法等（GSM・MSM等））のいずれを利用しているかについて、国土交通省近畿地方整備局（河川管理者）へ情報提供(集約) |
| 既存ダムの下流の河川水位                 | 各者が、国土交通省の共有システムを利用（掲示・閲覧）  |
| 避難に係る準備・勧告・指示の発令状況           | 各者が、兵庫県の防災情報サイト等を利用（掲示・閲覧）  |

### 5. 事前放流により深刻な水不足が生じないようにするための措置

- ・事前放流の実施後、2.（2）に則り低下させた貯水位が回復せずダムからの補給による水利用が困難となるおそれが生じた場合、河川管理者は水利用の調整に関して関係利水者の相談に応じ、必要な情報（ダムの貯留制

限の緩和の可能性、取水時期の変更の可能性など)を提供し、関係者間の水利用の調整が円滑に行われるよう努める。

## 6. 洪水調節機能の強化のための施設改良が必要な場合の対応

- ・効果的な事前放流（限られた期間にできる限りの放流をすること）を行う上では放流設備の放流能力が小さく制約がある等の場合に、施設改良をすることにより本水系の洪水調節機能強化に一定の効果が認められるダムについては、河川管理者と当該ダム管理者及び関係利水者が協働し、別途作成する工程表に則って必要な対応を進めていくこととする。

## 7. その他

- ・この協定に定める事項は、本水系の河川整備計画の点検時等にあわせて効果の検証や内容の点検を行い、必要に応じて見直しを行う。
- ・この協定に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、河川管理者、ダム管理者、関係利水者で協議して定める。

この協定締結の証として、本書9通を作成し、各者は記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和2年5月29日

(河川管理者)

国土交通省近畿地方整備局姫路河川国道事務所長

(河川管理者、ダム管理者)

兵庫県県土整備部長

(ダム管理者)

農林水産省近畿農政局淀川水系土地改良調査管理事務所次長

兵庫県丹波県民局長

(ダム管理者、関係利水者)

兵庫県公営企業管理者

(関係利水者)

農林水産省近畿農政局淀川水系土地改良調査管理事務所長

小野市長

丹波篠山市長

加東市長

| ダム               | 洪水調節容量<br>(万 m3) | 洪水調節可能容量 <sup>※1</sup><br>(万 m3) | 基準降雨量 <sup>※2</sup><br>(mm) |
|------------------|------------------|----------------------------------|-----------------------------|
| みくまりダム           | 19               | 7.7                              | 234.0                       |
| 鰐市ダム             | 0                | 23                               | 226.3                       |
| 八幡谷ダム            | 0                | 19                               | 226.3                       |
| 佐仲ダム             | 0                | 14                               | 234.8                       |
| 藤岡ダム             | 0                | 18                               | 234.8                       |
| 権現第一ダム<br>権現第三ダム | 0                | 250.9                            | 141.9                       |
| 鴨川ダム             | 0                | 126                              | 160.8                       |
| 呑吐ダム             | 0                | 300                              | 159.2                       |
| 大川瀬ダム            | 0                | 188                              | 203.1                       |
| 糝屋ダム             | 0                | 192                              | 195.6                       |

※1 事前放流等により台風等の3日前から低下させて確保できる最大の容量。水利用への補給を行う可能性が低い期間等において水位を低下させた状態とする貯水池運用を行うことにより確保可能な容量を含む。

※2 基準降雨量の単位は、みくまりダムについてはmm/24時間、それ以外のダムについてはmm/48時間

| ダム               | 水位を低下させた状態とする<br>貯水位運用を行う期間 | 水位を低下させた状態により<br>確保可能な容量<br>(万 m <sup>3</sup> ) |
|------------------|-----------------------------|---|
| 鏑市ダム             | 8月11日～10月31日                | 23  |
| 八幡谷ダム            | 8月11日～10月31日                | 19  |
| 佐仲ダム             | 8月11日～10月31日                | 14  |
| 藤岡ダム             | 8月16日～10月31日                | 18  |
| 権現第一ダム<br>権現第三ダム | 6月1日～10月31日                 | 250.9   |
| 糺屋ダム             | 6月1日～10月31日                 | 192   |

## 揖保川水系治水協定

一級河川揖保川水系において、河川管理者である国土交通省及び兵庫県並びにダム管理者及び関係利水者（ダムに権利を有する者をいう。以下同じ。）は、「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」（令和元年12月12日 既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議決定）（以下「基本方針」という。）に基づき、河川について水害の発生の防止等が図られるよう、下記のとおり協定を締結し、同水系で運用されているダム（以下「既存ダム」という。）の洪水調節機能強化を推進する。

### 記

#### 1. 洪水調節機能強化の基本的な方針

- ・既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用するにあたり、洪水調節容量を使用する洪水調節に加えて、事前放流及び時期ごとの貯水位運用（以下、「事前放流等」という。）により一時的に洪水を調節するための容量を利水容量から確保する。  
なお、この取組によって水害の発生を完全に防ぐものではないため、引き続き水害の発生を想定したハード・ソフト面の対応が必要である。
- ・既存ダムの洪水調節機能強化のための方策として、2. に基づき、事前放流等を実施する。
- ・この協定の対象とする既存ダムの洪水調節容量及び利水容量のうち、洪水調節に利用可能な容量（以下、「洪水調節可能容量」という）は、別紙のとおりである。なお、洪水調節可能容量については、各ダムの状況に応じて増量等が可能なものであり、見直した場合は別紙をあらためて共有する。
- ・この協定に基づく事前放流等は、洪水調節可能容量を活用し、この容量の範囲において行うこととする。
- ・時期ごとの貯水位運用としては、既存ダムの利水容量から水利用への補給を行う可能性が低い期間等にその期間を通じて事前放流をした状態と同等の状態とするときは、当該期間において水位を低下させた状態が保持され

るように貯水位の運用を行うこととする（該当ダムと当該期間及び当該水位低下により確保可能な容量は別紙の通り）。

- ・河川管理者である国土交通省近畿地方整備局は、この協定に基づき、ダム管理者と連携して、水系ごとにダムの統一的な運用を図る。

## 2. 事前放流の実施方針

- ・河川管理者である国土交通省近畿地方整備局は、気象庁から揖保川水系に関わる「台風に関する気象情報（全般台風情報）」「大雨に関する全般気象情報」のいずれかが発表されたとき、又は、これらの気象情報が未発表ながらも近隣の他水系で事前放流が開始された場合など必要であると判断したときは、ダム管理者へその旨を情報提供し、事前放流を実施する態勢に入るよう伝える。
- ・国土交通省近畿地方整備局は、気象情報や河川の状況を総合的に判断し、対応が不要と判断したときは、ダム管理者へ事前放流を実施する態勢を解除するよう伝える。
- ・ダム管理者は、本実施方針に基づき、事前放流を実施するものとする。実施にあたっては、（3）に定めるルールに従うとともに、河川管理者、関係利水者及び関係地方公共団体と連絡を取り合い、情報共有を図るものとする。

### （1）事前放流の実施判断の条件

- ・事前放流は次に掲げる場合に実施することを原則とする。  
国土交通省が気象庁の予測を基に提示するダムごとの上流域予測降雨量が別紙に定めるダムごとの基準降雨量以上である場合。

### （2）事前放流の量（水位低下量）の考え方

- ・事前放流の量（水位低下量）は、洪水調節可能容量の範囲において、次のとおりとすることを原則とする。  
基本方針に基づき国土交通省が策定した「事前放流ガイドライン」に示される方法により設定したもの。
- ・上記の量の算定にあたっては、国土交通省が示すダムごとの上流域予測降雨量の更新に応じて、その量を見直すことが望ましい。

### （3）事前放流のルールの策定

- ・事前放流については、操作規則・施設管理規程・操作規程等に基づき、その開始基準、中断基準等を規定する実施要領を作成して実施することを原則とする。操作規則・施設管理規程・操作規程等の変更が必要な場合は河川法等の所定の手続きに則り行うものとする。

### 3. 緊急時の連絡体制の構築

- ・河川管理者、ダム管理者、関係利水者及び関係地方公共団体の間で、緊急時に、常に即時かつ直接に連絡を取れるよう、責任者及び連絡方法を明らかにして共有する。

### 4. 情報共有のあり方

- ・河川管理者、ダム管理者、関係利水者及び関係地方公共団体の間で、事前放流を実施する態勢に入る場合には、以下に掲げる情報を随時それぞれの方法により共有する。

| 情報                           | 方法  |
|------------------------------|---|
| 既存ダムの貯水位、流入量、放流量（リアルタイムの値）   | 各者が、国土交通省の共有システムを利用（掲示・閲覧）  |
| 事前放流を実施するにあたっての気象情報（降雨予測手法等） | ダム管理者が、気象庁から発表される気象情報（降雨予測手法等（GSM・MSM等））のいずれを利用しているかについて、国土交通省近畿地方整備局（河川管理者）へ情報提供(集約) |
| 既存ダムの下流の河川水位                 | 各者が、国土交通省の共有システムを利用（掲示・閲覧）  |
| 避難に係る準備・勧告・指示の発令状況           | 各者が、兵庫県の防災情報サイト等を利用（掲示・閲覧）  |

### 5. 事前放流により深刻な水不足が生じないようにするための措置

- ・事前放流の実施後、2.（2）に則り低下させた貯水位が回復せずダムからの補給による水利用が困難となるおそれが生じた場合、河川管理者は水利用の調整に関して関係利水者の相談に応じ、必要な情報（ダムの貯留制

限の緩和の可能性、取水時期の変更の可能性など)を提供し、関係者間の水利用の調整が円滑に行われるよう努める。

## 6. 洪水調節機能の強化のための施設改良が必要な場合の対応

- ・効果的な事前放流（限られた期間にできる限りの放流をすること）を行う上では放流設備の放流能力が小さく制約がある等の場合に、施設改良をすることにより本水系の洪水調節機能強化に一定の効果が認められるダムについては、河川管理者と当該ダム管理者及び関係利水者が協働し、別途作成する工程表に則って必要な対応を進めていくこととする。

## 7. その他

- ・この協定に定める事項は、本水系の河川整備計画の点検時等にあわせて効果の検証や内容の点検を行い、必要に応じて見直しを行う。
- ・この協定に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、河川管理者、ダム管理者、関係利水者で協議して定める。

この協定締結の証として、本書4通を作成し、各者は記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和2年5月29日

(河川管理者)

国土交通省 近畿地方整備局 姫路河川国道事務所長

(河川管理者、ダム管理者)

兵庫県県土整備部長

(ダム管理者、関係利水者)

関西電力株式会社 水力事業本部 水力部長 (近畿)

(関係利水者)

兵庫県公営企業管理者

| ダム   | 洪水調節容量<br>(万 m <sup>3</sup> ) | 洪水調節可能容量 <sup>※1</sup><br>(万 m <sup>3</sup> ) | 基準降雨量 <sup>※2</sup><br>(mm) |
|------|-------------------------------|---|-----------------------------|
| 引原ダム | 565.0                         | 292.9   | 255.0                       |
| 安富ダム | 140.0                         | 64.3  | 300.0                       |
| 草木ダム | 0                             | 13  | 149.8                       |

※1 事前放流等により台風等の3日前から低下させて確保できる最大の容量。水利用への補給を行う可能性が低い期間等において水位を低下させた状態とする貯水池運用を行うことにより確保可能な容量を含む

※2 基準降雨量の単位は、草木ダムはmm/12時間、それ以外のダムについてはmm/24時間

別紙

| ダム   | 水位を低下させた状態とする<br>貯水位運用を行う期間 | 水位を低下させた状態により<br>確保可能な容量<br>(万 m <sup>3</sup> ) |
|------|-----------------------------|---|
| 該当なし | —                           | —   |

# 円山川水系治水協定

一級河川円山川水系において、河川管理者である国土交通省及び兵庫県並びにダム管理者及び関係利水者（ダムに権利を有する者をいう。以下同じ。）は、「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」（令和元年12月12日 既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議決定）（以下「基本方針」という。）に基づき、河川について水害の発生の防止等が図られるよう、下記のとおり協定を締結し、同水系で運用されているダム（以下「既存ダム」という。）の洪水調節機能強化を推進する。

## 記

### 1. 洪水調節機能強化の基本的な方針

- ・既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用するにあたり、洪水調節容量を使用する洪水調節に加えて、事前放流及び時期ごとの貯水位運用（以下、「事前放流等」という。）により一時的に洪水を調節するための容量を利水容量から確保する。  
なお、この取組によって水害の発生を完全に防ぐものではないため、引き続き水害の発生を想定したハード・ソフト面の対応が必要である。
- ・既存ダムの洪水調節機能強化のための方策として、2. に基づき、事前放流等を実施する。
- ・この協定の対象とする既存ダムの洪水調節容量及び利水容量のうち、洪水調節に利用可能な容量（以下、「洪水調節可能容量」という）は、別紙のとおりである。なお、洪水調節可能容量については、各ダムの状況に応じて増量等が可能なものであり、見直した場合は別紙をあらためて共有する。
- ・この協定に基づく事前放流等は、洪水調節可能容量を活用し、この容量の範囲において行うこととする。
- ・時期ごとの貯水位運用としては、既存ダムの利水容量から水利用への補給を行う可能性が低い期間等にその期間を通じて事前放流をした状態と同等の状態とするときは、当該期間において水位を低下させた状態が保持され

るように貯水位の運用を行うこととする（該当ダムと当該期間及び当該水位低下により確保可能な容量は別紙の通り）。

- ・河川管理者である国土交通省近畿地方整備局は、この協定に基づき、ダム管理者と連携して、水系ごとにダムの統一的な運用を図る。

## 2. 事前放流の実施方針

- ・河川管理者である国土交通省近畿地方整備局は、気象庁から円山川水系に関わる「台風に関する気象情報（全般台風情報）」「大雨に関する全般気象情報」のいずれかが発表されたとき、又は、これらの気象情報が未発表ながらも近隣の他水系で事前放流が開始された場合など必要であると判断したときは、ダム管理者へその旨を情報提供し、事前放流を実施する態勢に入るよう伝える。
- ・国土交通省近畿地方整備局は、気象情報や河川の状況を総合的に判断し、対応が不要と判断したときは、ダム管理者へ事前放流を実施する態勢を解除するよう伝える。
- ・ダム管理者は、本実施方針に基づき、事前放流を実施するものとする。実施にあたっては、（3）に定めるルールに従うとともに、河川管理者、関係利水者及び関係地方公共団体と連絡を取り合い、情報共有を図るものとする。

### （1）事前放流の実施判断の条件

- ・事前放流は次に掲げる場合に実施することを原則とする。  
国土交通省が気象庁の予測を基に提示するダムごとの上流域予測降雨量が別紙に定めるダムごとの基準降雨量以上である場合。

### （2）事前放流の量（水位低下量）の考え方

- ・事前放流の量（水位低下量）は、洪水調節可能容量の範囲において、次のとおりとすることを原則とする。  
基本方針に基づき国土交通省が策定した「事前放流ガイドライン」に示される方法により設定したもの。
- ・上記の量の算定にあたっては、国土交通省が示すダムごとの上流域予測降雨量の更新に応じて、その量を見直すことが望ましい。

### （3）事前放流のルールの策定

- ・事前放流については、操作規則・施設管理規程・操作規程等に基づき、その開始基準、中断基準等を規定する実施要領を作成して実施することを原則とする。操作規則・施設管理規程・操作規程等の変更が必要な場合は河川法等の所定の手続きに則り行うものとする。

### 3. 緊急時の連絡体制の構築

- ・河川管理者、ダム管理者、関係利水者及び関係地方公共団体の間で、緊急時に、常に即時かつ直接に連絡を取れるよう、責任者及び連絡方法を明らかにして共有する。

### 4. 情報共有のあり方

- ・河川管理者、ダム管理者、関係利水者及び関係地方公共団体の間で、事前放流を実施する態勢に入る場合には、以下に掲げる情報を随時それぞれの方法により共有する。

| 情報                           | 方法  |
|------------------------------|---|
| 既存ダムの貯水位、流入量、放流量（リアルタイムの値）   | 各者が、国土交通省の共有システムを利用（掲示・閲覧）  |
| 事前放流を実施するにあたっての気象情報（降雨予測手法等） | ダム管理者が、気象庁から発表される気象情報（降雨予測手法等（GSM・MSM等））のいずれを利用しているかについて、国土交通省近畿地方整備局（河川管理者）へ情報提供(集約) |
| 既存ダムの下流の河川水位                 | 各者が、国土交通省の共有システムを利用（掲示・閲覧）  |
| 避難に係る準備・勧告・指示の発令状況           | 各者が、兵庫県の防災情報サイト等を利用（掲示・閲覧）  |

### 5. 事前放流により深刻な水不足が生じないようにするための措置

- ・事前放流の実施後、2.（2）に則り低下させた貯水位が回復せずダムからの補給による水利用が困難となるおそれが生じた場合、河川管理者は水利用の調整に関して関係利水者の相談に応じ、必要な情報（ダムの貯留制

限の緩和の可能性、取水時期の変更の可能性など)を提供し、関係者間の水利用の調整が円滑に行われるよう努める。

## 6. 洪水調節機能の強化のための施設改良が必要な場合の対応

- ・効果的な事前放流（限られた期間にできる限りの放流をすること）を行う上では放流設備の放流能力が小さく制約がある等の場合に、施設改良をすることにより本水系の洪水調節機能強化に一定の効果が認められるダムについては、河川管理者と当該ダム管理者及び関係利水者が協働し、別途作成する工程表に則って必要な対応を進めていくこととする。

## 7. その他

- ・この協定に定める事項は、本水系の河川整備計画の点検時等にあわせて効果の検証や内容の点検を行い、必要に応じて見直しを行う。
- ・この協定に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、河川管理者、ダム管理者、関係利水者で協議して定める。

この協定締結の証として、本書 5 通を作成し、各者は記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

令和 2 年 5 月 2 9 日

(河川管理者)

国土交通省 近畿地方整備局 豊岡河川国道事務所長

(河川管理者、ダム管理者)

兵庫県県土整備部長

(関係利水者)

豊岡市長

(ダム管理者、関係利水者)

朝来市長

(ダム管理者)

関西電力株式会社 水力事業本部 水力部長 (近畿)

| ダム     | 洪水調節容量<br>(万 m <sup>3</sup> ) | 洪水調節可能容量 <sup>※1</sup><br>(万 m <sup>3</sup> ) | 基準降雨量<br>(mm/24 時間) |
|--------|-------------------------------|---|---------------------|
| 大路ダム   | 21                            | 8.7   | 249                 |
| 但東ダム   | 19                            | 22.0  | 197                 |
| 与布土ダム  | 35                            | 35.8  | 217                 |
| 大町大池   | 0                             | 0.7 <sup>※2</sup><br>4.8 <sup>※2</sup>        | —                   |
| 多々良木ダム | 0                             | 1,150   | 249                 |

※1 事前放流等により台風等の3日前から低下させて確保できる最大の容量。水利用への補給を行う可能性が低い期間等において水位を低下させた状態とする貯水池運用を行うことにより確保可能な容量を含む。

※2 上段は8月、下段は9月～10月

| ダム   | 水位を低下させた状態とする<br>貯水位運用を行う期間 | 水位を低下させた状態により<br>確保可能な容量<br>(万 m <sup>3</sup> ) |
|------|-----------------------------|---|
| 大町大池 | 8月中旬～10月下旬                  | 0.7 <sup>※</sup><br>4.8 <sup>※</sup>            |

※ 上段は8月、下段は9月～10月

## 由良川水系治水協定

一級河川由良川水系において、河川管理者である国土交通省、京都府、兵庫県並びにダム管理者及び関係利水者（ダムに権利を有する者をいう。以下同じ。）は、「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」（令和元年12月12日 既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議決定）（以下「基本方針」という。）に基づき、河川について水害の発生の防止等が図られるよう、下記のとおり協定を締結し、同水系で運用されているダム（以下「既存ダム」という。）の洪水調節機能強化を推進する。

### 記

#### 1. 洪水調節機能強化の基本的な方針

- 既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用するにあたり、洪水調節容量を使用する洪水調節に加えて、事前放流及び時期ごとの貯水位運用（以下、「事前放流等」という。）により一時的に洪水を調節するための容量を利水容量等から確保する。  
なお、この取組によって水害の発生を完全に防ぐものではないため、引き続き水害の発生を想定したハード・ソフト面の対応が必要である。
- 既存ダムの洪水調節機能強化のための方策として、2. に基づき、事前放流等を実施する。
- この協定の対象とする既存ダムの洪水調節容量及び利水容量等のうち、洪水調節に利用可能な容量（以下、「洪水調節可能容量」という）は、別紙のとおりである。なお、洪水調節可能容量については、各ダムの状況に応じて増量等が可能なものであり、見直した場合は別紙をあらためて共有する。
- この協定に基づく事前放流等は、洪水調節可能容量を活用し、この容量の範囲において行うこととする。
- 時期ごとの貯水位運用としては、既存ダムの利水容量等から水利用への補給を行う可能性が低い期間等にその期間を通じて事前放流をした状態と同等の状態とするときは、当該期間において水位を低下させた状態が保持されるように貯水位の運用を行うこととする（該当ダムと当該期間及び当該

水位低下により確保可能な容量は別紙の通り)。

- ・河川管理者である国土交通省近畿地方整備局は、この協定に基づき、ダム管理者と連携して、水系ごとにダムの統一的な運用を図る。

## 2. 事前放流の実施方針

- ・河川管理者である国土交通省近畿地方整備局は、気象庁から由良川水系に関わる「台風に関する気象情報（全般台風情報）」「大雨に関する全般気象情報」のいずれかが発表されたとき、又は、これらの気象情報が未発表ながらも近隣の他水系で事前放流が開始された場合など必要であると判断したときは、ダム管理者へその旨を情報提供し、事前放流を実施する態勢に入るよう伝える。
- ・国土交通省近畿地方整備局は、気象情報や河川の状況を総合的に判断し、対応が不要と判断したときは、ダム管理者へ事前放流を実施する態勢を解除するよう伝える。
- ・ダム管理者は、本実施方針に基づき、事前放流を実施するものとする。実施にあたっては、(3) に定めるルールに従うとともに、河川管理者、関係利水者及び関係地方公共団体と連絡を取り合い、情報共有を図るものとする。

### (1) 事前放流の実施判断の条件

- ・事前放流は次に掲げる場合に実施することを原則とする。  
国土交通省が気象庁の予測を基に提示するダムごとの上流域予測降雨量が別紙に定めるダムごとの基準降雨量以上である場合。

### (2) 事前放流の量（水位低下量）の考え方

- ・事前放流の量（水位低下量）は、洪水調節可能容量の範囲において、次のとおりとすることを原則とする。  
基本方針に基づき国土交通省が策定した「事前放流ガイドライン」に示される方法により設定したもの。
- ・上記の量の算定にあたっては、国土交通省が示すダムごとの上流域予測降雨量の更新に応じて、その量を見直すことが望ましい。

### (3) 事前放流のルールの策定

- ・事前放流については、操作規則・施設管理規程・操作規程等に基づき、その

開始基準、中断基準等を規定する実施要領を作成して実施することを原則とする。操作規則・施設管理規程・操作規程等の変更が必要な場合は河川法等の所定の手続きに則り行うものとする。

### 3. 緊急時の連絡体制の構築

- 河川管理者、ダム管理者、関係利水者及び関係地方公共団体の中で、緊急時に、常に即時かつ直接に連絡を取れるよう、責任者及び連絡方法を明らかにして共有する。

### 4. 情報共有のあり方

- 河川管理者、ダム管理者、関係利水者及び関係地方公共団体の中で、事前放流を実施する態勢に入る場合には、以下に掲げる情報を随時それぞれの方法により共有する。

| 情報                             | 方法  |
|--------------------------------|---|
| 既存ダムの貯水位、流入量、放流量<br>(リアルタイムの値) | 各者が、国土交通省の共有システムを利用 (掲示・閲覧)   |
| 事前放流を実施するにあたっての気象情報 (降雨予測手法等)  | ダム管理者が、気象庁から発表される気象情報 (降雨予測手法等 (GSM・MSM 等)) のいずれを利用しているかについて、国土交通省近畿地方整備局 (河川管理者) へ情報提供(集約) |
| 既存ダムの下流の河川水位                   | 各者が、国土交通省の共有システムを利用 (掲示・閲覧)   |
| 避難に係る準備・勧告・指示の発令状況             | 各者が、京都府・兵庫県の防災情報サイト等を利用 (掲示・閲覧)   |

### 5. 事前放流により深刻な水不足が生じないようにするための措置

- 事前放流の実施後、2.(2)に則り低下させた貯水位が回復せずダムからの補給による水利用が困難となるおそれが生じた場合、河川管理者は水利用の調整に関して関係利水者の相談に応じ、必要な情報 (ダムの貯留制限の緩和の可能性、取水時期の変更の可能性など) を提供し、関係者間の水利用の調整が円滑に行われるよう努める。

## 6. 洪水調節機能の強化のための施設改良が必要な場合の対応

- ・効果的な事前放流（限られた期間にできる限りの放流をすること）を行う上では放流設備の放流能力が小さく制約がある等の場合に、施設改良をすることにより本水系の洪水調節機能強化に一定の効果が認められるダムについては、河川管理者と当該ダム管理者及び関係利水者が協働し、別途作成する工程表に則って必要な対応を進めていくこととする。

## 7. その他

- ・この協定に定める事項は、本水系の河川整備計画の点検時等にあわせて効果の検証や内容の点検を行い、必要に応じて見直しを行う。
- ・この協定に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、河川管理者、ダム管理者、関係利水者で協議して定める。

この協定締結の証として、本書 9 通を作成し、各者は記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

令和 2 年 5 月 2 9 日

(河川管理者)

国土交通省 近畿地方整備局 福知山河川国道事務所長

(河川管理者、ダム管理者)

京都府 建設交通部長

兵庫縣 県土整備部長

(ダム管理者、関係利水者)  
関西電力株式会社 水力事業本部 水力部長 (近畿)

福知山市豊富用水土地改良区理事長

(関係利水者)

京都府 府民環境部長

丹波篠山市長

丹波市長

京丹波町長

| ダム    | 洪水調節容量<br>(万 m <sup>3</sup> ) | 洪水調節可能容量※<br>(万 m <sup>3</sup> ) | 基準降雨量<br>(mm)   |
|-------|-------------------------------|----------------------------------|---|
| 三宝ダム  | 14.8                          | 7.6                              | 235 <sup>※2</sup>   |
| 栗柄ダム  | 14.7                          | 15.8                             | 245 <sup>※2</sup>   |
| 大野ダム  | 2,132                         | 181.1                            | 200 (前線)<br>150 (台風)<br>(台風の進路と京都地方気象台<br>が発表する京都府北部の24時<br>間降雨量予測により判断)              |
| 畑川ダム  | 109                           | 5.2                              | 200 (前線)<br>150 (台風)<br>(台風の進路と京都地方気象台<br>が発表する京都府北部の24時<br>間降雨量予測により判断)              |
| 和知ダム  | 0                             | 391.1                            | 200 (前線)<br>150 (台風)<br>(台風の進路と京都地方気象台<br>が発表する京都府北部の24時<br>間降雨量予測により判断)              |
| 由良川ダム | 0                             | 18.6                             | —   |
| 豊富ダム  | 0                             | 20                               | 80 (前線)<br>50 (台風)<br>(台風が中心が東経 134 度から<br>136 度までの範囲において、北<br>緯 33 度以北の範囲に達した場<br>合) |

※水利用への補給を行う可能性が低い期間等において水位を低下させた状態とする貯水池運用を行うことにより確保可能な容量を含む。事前放流等により台風等の3日前から低下させて確保できる最大の容量

※2 基準降雨量の単位は、三宝ダム、栗柄ダムについては mm/24 時間

| ダム   | 水位を低下させた状態とする<br>貯水位運用を行う期間 | 水位を低下させた状態により<br>確保可能な容量<br>(万 m <sup>3</sup> ) |
|------|-----------------------------|---|
| 該当なし | —                           | —   |

## 九頭竜川水系治水協定

一級河川九頭竜川水系において、河川管理者である国土交通省並びにダム管理者及び関係利水者（ダムに権利を有する者をいう。以下同じ。）は、「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」（令和元年12月12日 既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議決定）（以下「基本方針」という。）に基づき、河川について水害の発生の防止等が図られるよう、下記のとおり協定を締結し、同水系で運用されているダム（以下「既存ダム」という。）の洪水調節機能強化を推進する。

### 記

#### 1. 洪水調節機能強化の基本的な方針

- 既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用するにあたり、洪水調節容量を使用する洪水調節に加えて、事前放流及び時期ごとの貯水位運用（以下、「事前放流等」という。）により一時的に洪水を調節するための容量を利水容量から確保する。  
なお、この取組によって水害の発生を完全に防ぐものではないため、引き続き水害の発生を想定したハード・ソフト面の対応が必要である。
- 既存ダムの洪水調節機能強化のための方策として、2. に基づき、事前放流等を実施する。
- この協定の対象とする既存ダムの洪水調節容量及び利水容量のうち、洪水調節に利用可能な容量（以下、「洪水調節可能容量」という）は、別紙の通りである。なお、洪水調節可能容量については、各ダムの状況に応じて増量等が可能なものであり、見直した場合は別紙をあらためて共有する。
- この協定に基づく事前放流等は、洪水調節可能容量を活用し、この容量の範囲において行うこととする。
- 時期ごとの貯水位運用としては、既存ダムの利水容量から水利用への補給を行う可能性が低い期間等にその期間を通じて事前放流をした状態と同等の状態とするときは、当該期間において水位を低下させた状態が保持されるように貯水位の運用を行うこととする（該当ダムと当該期間及び当該水

位低下により確保可能な容量は別紙の通り)。

- ・河川管理者である国土交通省近畿地方整備局は、この協定に基づき、ダム管理者と連携して、水系毎にダムの統一的な運用を図る。

## 2. 事前放流の実施方針

- ・河川管理者である国土交通省近畿地方整備局は、気象庁から九頭竜川水系に関わる「台風に関する気象情報（全般台風情報）」「大雨に関する全般気象情報」のいずれかが発表されたとき、又は、これらの気象情報が未発表ながらも近隣の他水系で事前放流が開始された場合など必要であると判断したときは、ダム管理者へその旨を情報提供し、事前放流を実施する態勢に入るよう伝える。
- ・国土交通省近畿地方整備局は、気象情報や河川の状況を総合的に判断し、対応が不要と判断したときは、ダム管理者へ事前放流を実施する態勢を解除するよう伝える。
- ・ダム管理者は、本実施方針に基づき、事前放流を実施するものとする。実施にあたっては、(3)に定めるルールに従うとともに、河川管理者、関係利水者及び関係地方公共団体と連絡を取り合い、情報共有を図るものとする。

### (1) 事前放流の実施判断の条件

- ・事前放流は次に掲げる場合に実施することを原則とする。  
国土交通省が気象庁の予測を基に提示するダムごとの上流域予測降雨量が別紙に定めるダムごとの基準降雨量以上である場合。

### (2) 事前放流の量（水位低下量）の考え方

- ・事前放流の量（水位低下量）は、洪水調節可能容量の範囲において、次のとおりとすることを原則とする。  
基本方針に基づき国土交通省が策定した「事前放流ガイドライン」に示される方法により設定したもの。
- ・上記の量の算定にあたっては、国土交通省が示すダムごとの上流域予測降雨量の更新に応じて、その量を見直すことが望ましい。

### (3) 事前放流のルールの策定

- ・事前放流については、操作規則・施設管理規程・操作規程等に基づき、その

開始基準、中断基準等を規定する実施要領を作成して実施することを原則とする。操作規則・施設管理規程・操作規程等の変更が必要な場合は河川法等の所定の手続きに則り行うものとする。

### 3. 緊急時の連絡体制の構築

- 河川管理者、ダム管理者、関係利水者及び関係地方公共団体の間で、緊急時に、常に即時かつ直接に連絡を取れるよう、責任者及び連絡方法を明らかにして共有する。

### 4. 情報共有のあり方

- 河川管理者、ダム管理者、関係利水者及び関係地方公共団体の間で、事前放流を実施する態勢に入る場合には、以下に掲げる情報を随時それぞれの方法により共有する。

| 情報                           | 方法   |
|------------------------------|--|
| 既存ダムの貯水位、流入量、放流量（リアルタイムの値）   | 各者が、国土交通省の共有システムを利用（掲示・閲覧）   |
| 事前放流を実施するにあたっての気象情報（降雨予測手法等） | ダム管理者が、気象庁から発表される気象情報（降雨予測手法等（GSM・MSM等））のいずれを利用しているかについて、近畿地方整備局（河川管理者）へ情報提供（集約） |
| 既存ダムの下流の河川水位                 | 各者が、国土交通省の共有システムを利用（掲示・閲覧）   |
| 避難に係る準備・勧告・指示の発令状況           | 各者が、福井県の防災情報サイト等を利用（掲示・閲覧）   |

### 5. 事前放流により深刻な水不足が生じないようにするための措置

- 事前放流の実施後、2.（2）に則り低下させた貯水位が回復せずダムからの補給による水利用が困難となるおそれが生じた場合、河川管理者は水利用の調整に関して関係利水者の相談に応じ、必要な情報（ダムの貯留制限の緩和の可能性、取水時期の変更の可能性など）を提供し、関係者間の

水利用の調整が円滑に行われるよう努める。

## 6. 洪水調節機能の強化のための施設改良が必要な場合の対応

- ・効果的な事前放流（限られた期間にできる限りの放流をすること）を行う上では放流設備の放流能力が小さく制約がある等の場合に、施設改良をすることにより本水系の洪水調節機能強化に一定の効果が認められるダムについては、河川管理者と当該ダム管理者及び関係利水者が協働し、別途作成する工程表に則って必要な対応を進めていくこととする。

## 7. その他

- ・この協定に定める事項は、本水系の河川整備計画の点検時等にあわせて効果の検証や内容の点検を行い、必要に応じて見直しを行う。
- ・この協定に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、河川管理者、ダム管理者、関係利水者で協議して定める。

この協定締結の証として、本書12通を作成し、各者は記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和2年5月29日

農林水産省北陸農政局西北陸土地改良調査管理事務所長

国土交通省 近畿地方整備局 福井河川国道事務所長

国土交通省 近畿地方整備局 九頭竜川ダム統合管理事務所長

国土交通省 近畿地方整備局 足羽川ダム工事事務所長

福井県産業労働部長

福井県農林水産部長

福井県土木部長

福井市長

勝山市長

永平寺町長

電源開発株式会社水力発電部中部支店長

北陸電力株式会社水力部長

| ダム     | 洪水調節容量<br>(万 m <sup>3</sup> )                | 洪水調節可能容量 <sup>※1</sup><br>(万 m <sup>3</sup> ) | 基準降雨量<br>(mm) |
|--------|--|---|---------------|
| 九頭竜ダム  | 3,300.0                                      | 2,812.4 <sup>※4</sup>                         | 510           |
| 真名川ダム  | 8,900.0 <sup>※2</sup>                        | 600.0 <sup>※2、※4</sup>                        | 550           |
| 広野ダム   | 560.0 <sup>※3</sup><br>105.0 <sup>※3</sup>   | 457.6 <sup>※4</sup>                           | 292           |
| 笹生川ダム  | 1,128.0 <sup>※3</sup><br>351.0 <sup>※3</sup> | 709.6 <sup>※4</sup>                           | 294           |
| 龍ヶ鼻ダム  | 460.0  | 530.7 <sup>※4</sup>                           | 195           |
| 永平寺ダム  | 19.0   | 7.5 <sup>※4</sup>                             | 155           |
| 榊谷ダム   | 345.0  | 259.0 <sup>※4</sup>                           | 277           |
| 浄土寺川ダム | 114.0 <sup>※3</sup><br>33.0 <sup>※3</sup>    | 65.2 <sup>※4</sup>                            | 214           |
| 雲川ダム   | 0  | 11.1 <sup>※4</sup>                            | 550           |
| 仏原ダム   | 0  | 170.0 <sup>※4</sup>                           | 510           |
| 鷲ダム    | 0  | 596.0 <sup>※4</sup>                           | 510           |
| 石徹白ダム  | 0  | 0.0   | —             |
| 山原ダム   | 0  | 0.0   | —             |
| 小原ダム   | 0  | 0.0   | —             |
| 滝波ダム   | 0  | 42.6 <sup>※4</sup>                            | 183           |

※1 水利用への補給を行う可能性が低い期間等において水位を低下させた状態とする貯水池運用を行うことにより確保可能な容量を含む

※2 洪水調節容量及び洪水調節可能容量は、洪水調節容量が最大となる期間の数値を記載

※3 洪水調節容量は、上段が洪水期、下段が非洪水期の数値を記載

※4 洪水量を上限とした事前放流時間を72時間連続で確保できる前提で、かつ、流入量が平水量（上流ダムの事前放流は考慮していない）の場合に、確保できる最大の目標容量を洪水調節可能容量とした

| ダム     | 水位を低下させた状態とする<br>貯水位運用を行う期間 | 水位を低下させた状態により<br>確保可能な容量<br>(万 m <sup>3</sup> ) |
|--------|-----------------------------|---|
| 広野ダム   | 9月1日～2月28日                  | 58.0  |
| 笹生川ダム  | 9月1日～3月31日                  | 300.0   |
| 龍ヶ鼻ダム  | 9月1日～2月28日                  | 48.0  |
| 永平寺ダム  | 9月1日～2月28日                  | 14.0  |
| 榊谷ダム   | —                           | 58.0  |
| 浄土寺川ダム | 11月1日～3月31日                 | 25.0  |

# 北川水系治水協定

一級河川北川水系において、河川管理者である国土交通省並びにダム管理者及び関係利水者（ダムに権利を有する者をいう。以下同じ。）は、「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」（令和元年12月12日 既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議決定）（以下「基本方針」という。）に基づき、河川について水害の発生の防止等が図られるよう、下記のとおり協定を締結し、同水系で運用されているダム（以下「既存ダム」という。）の洪水調節機能強化を推進する。

## 記

### 1. 洪水調節機能強化の基本的な方針

- ・既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用するにあたり、洪水調節容量を使用する洪水調節に加えて、事前放流及び時期ごとの貯水位運用（以下、「事前放流等」という。）により一時的に洪水を調節するための容量を利水容量から確保する。  
なお、この取組によって水害の発生を完全に防ぐものではないため、引き続き水害の発生を想定したハード・ソフト面の対応が必要である。
- ・既存ダムの洪水調節機能強化のための方策として、2. に基づき、事前放流等を実施する。
- ・この協定の対象とする既存ダムの洪水調節容量及び利水容量のうち、洪水調節に利用可能な容量（以下、「洪水調節可能容量」という）は、別紙の通りである。なお、洪水調節可能容量については、各ダムの状況に応じて増量等が可能なものであり、見直した場合は別紙をあらためて共有する。
- ・この協定に基づく事前放流等は、洪水調節可能容量を活用し、この容量の範囲において行うこととする。
- ・時期ごとの貯水位運用としては、既存ダムの利水容量から水利用への補給を行う可能性が低い期間等にその期間を通じて事前放流をした状態と同等の状態とするときは、当該期間において水位を低下させた状態が保持されるように貯水位の運用を行うこととする（該当ダムと当該期間及び当該水

位低下により確保可能な容量は別紙の通り)。

- ・河川管理者である国土交通省近畿地方整備局は、この協定に基づき、ダム管理者と連携して、水系毎にダムの統一的な運用を図る。

## 2. 事前放流の実施方針

- ・河川管理者である国土交通省近畿地方整備局は、気象庁から北川水系に関わる「台風に関する気象情報（全般台風情報）」「大雨に関する全般気象情報」のいずれかが発表されたとき、又は、これらの気象情報が未発表ながらも近隣の他水系で事前放流が開始された場合など必要であると判断したときは、ダム管理者へその旨を情報提供し、事前放流を実施する態勢に入るよう伝える。
- ・国土交通省近畿地方整備局は、気象情報や河川の状況を総合的に判断し、対応が不要と判断したときは、ダム管理者へ事前放流を実施する態勢を解除するよう伝える。
- ・ダム管理者は、本実施方針に基づき、事前放流を実施するものとする。実施にあたっては、(3)に定めるルールに従うとともに、河川管理者、関係利水者及び関係地方公共団体と連絡を取り合い、情報共有を図るものとする。

### (1) 事前放流の実施判断の条件

- ・事前放流は次に掲げる場合に実施することを原則とする。  
国土交通省が気象庁の予測を基に提示するダムごとの上流域予測降雨量が別紙に定めるダムごとの基準降雨量以上である場合。

### (2) 事前放流の量（水位低下量）の考え方

- ・事前放流の量（水位低下量）は、洪水調節可能容量の範囲において、次のとおりとすることを原則とする。  
基本方針に基づき国土交通省が策定した「事前放流ガイドライン」に示される方法により設定したもの。
- ・上記の量の算定にあたっては、国土交通省が示すダムごとの上流域予測降雨量の更新に応じて、その量を見直すことが望ましい。

### (3) 事前放流のルールの策定

- ・事前放流については、操作規則・施設管理規程・操作規程等に基づき、その

開始基準、中断基準等を規定する実施要領を作成して実施することを原則とする。操作規則・施設管理規程・操作規程等の変更が必要な場合は河川法等の所定の手続きに則り行うものとする。

### 3. 緊急時の連絡体制の構築

- 河川管理者、ダム管理者、関係利水者及び関係地方公共団体の間で、緊急時に、常に即時かつ直接に連絡を取れるよう、責任者及び連絡方法を明らかにして共有する。

### 4. 情報共有のあり方

- 河川管理者、ダム管理者、関係利水者及び関係地方公共団体の間で、事前放流を実施する態勢に入る場合には、以下に掲げる情報を随時それぞれの方法により共有する。

| 情報                           | 方法  |
|------------------------------|---|
| 既存ダムの貯水位、流入量、放流量（リアルタイムの値）   | 各者が、国土交通省の共有システムを利用（掲示・閲覧）  |
| 事前放流を実施するにあたっての気象情報（降雨予測手法等） | ダム管理者が、気象庁から発表される気象情報（降雨予測手法等（GSM・MSM等））のいずれを利用しているかについて、国土交通省近畿地方整備局（河川管理者）へ情報提供(集約) |
| 既存ダムの下流の河川水位                 | 各者が、国土交通省の共有システムを利用（掲示・閲覧）  |
| 避難に係る準備・勧告・指示の発令状況           | 各者が、福井県の防災情報サイト等を利用（掲示・閲覧）  |

### 5. 事前放流により深刻な水不足が生じないようにするための措置

- 事前放流の実施後、2.（2）に則り低下させた貯水位が回復せずダムからの補給による水利用が困難となるおそれが生じた場合、河川管理者は水利用の調整に関して関係利水者の相談に応じ、必要な情報（ダムの貯留制限の緩和の可能性、取水時期の変更の可能性など）を提供し、関係者間の

水利用の調整が円滑に行われるよう努める。

## 6. 洪水調節機能の強化のための施設改良が必要な場合の対応

- ・効果的な事前放流（限られた期間にできる限りの放流をすること）を行う上では放流設備の放流能力が小さく制約がある等の場合に、施設改良をすることにより本水系の洪水調節機能強化に一定の効果が認められるダムについては、河川管理者と当該ダム管理者及び関係利水者が協働し、別途作成する工程表に則って必要な対応を進めていくこととする。

## 7. その他

- ・この協定に定める事項は、本水系の河川整備計画の点検時等にあわせて効果の検証や内容の点検を行い、必要に応じて見直しを行う。
- ・この協定に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、河川管理者、ダム管理者、関係利水者で協議して定める。

この協定締結の証として、本書4通を作成し、各者は記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和2年5月29日

国土交通省 近畿地方整備局 福井河川国道事務所長

福井県土木部長

小浜市長

若狭町長

| ダム    | 洪水調節容量<br>(万 m <sup>3</sup> ) | 洪水調節可能容量 <sup>※</sup><br>(万 m <sup>3</sup> ) | 基準降雨量<br>(mm) |
|-------|-------------------------------|--|---------------|
| 河内川ダム | 240                           | 202.1  | 378           |

※水利用への補給を行う可能性が低い期間等において水位を低下させた状態とする貯水池運用を行うことにより確保可能な容量を含む

※洪水量を上限とした事前放流時間を72時間連続で確保できる前提で、かつ、流入量が平水量（上流ダムの事前放流は考慮していない）の場合に、確保できる最大の目標容量を洪水調節可能容量とした

| ダム    | 水位を低下させた状態とする<br>貯水位運用を行う期間 | 水位を低下させた状態により<br>確保可能な容量<br>(万 m <sup>3</sup> ) |
|-------|-----------------------------|---|
| 河内川ダム | 9月1日～2月28日                  | 70.0  |